



らいと

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
権利擁護・市民後見センター



093-882-4914
【相談時間】 月～金曜日 8:30～17:00

HOME

「らいと」について

サービスについて

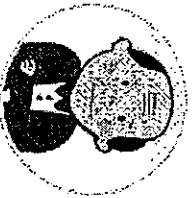
あなたに必要なサービスは?

活動事例

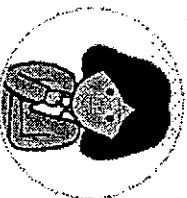
アクセス

権利擁護・市民後見センター「らいと」について

権利擁護・市民後見センター「らいと」では、日常生活上の判断に不安のある方（認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある方）が地域で安心して生活できるように、地域福祉権利擁護事業と法人後見事業でトータルにお手伝いいたします。



一人暮らしが心配だわ



お財布どこに置いたかな



ヘルパーさんを頼みたいけど、どうすればいいの。

しらない間に預金が引き出されているようだ。どうすればいいんだろう

このようなときお手伝いします

一般社団法人 北九州成年後見センター「みりと」との連携

「らいと」と同じ事務室には、一般社団法人 北九州成年後見センター「みりと」が入っており、二つのセンターが連携しながら、判断能力が不十分な方の権利と財産を守るための支援を行っています。

「みりと」は、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職で構成されているため、法的に高度な専門性が必要とする場合や、ご本人とご親族間で紛争性のある場合などに、「みりと」が法人として成年後見人等に就任しています。

一方、「らいと」では、市民の力を活かした法人後見を行うため、ご親族が行うような細やかな支援を必要とする場合に就任することになります。

社会福祉協議会ならではのネットワークを活かして

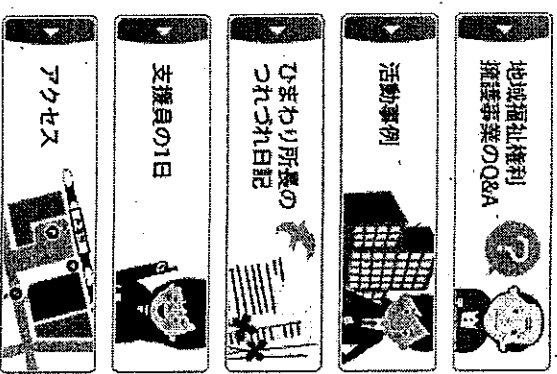
地域福祉権利擁護事業で培った高齢者や障がいのある人への支援のノウハウを活かし、ご本人の意思を尊重した支援を行います。

また、社会福祉協議会の特徴を活かし、地域住民や福祉・法律の関係団体と連携しながら、ご本人を中心とした見守りのネットワークをつくります。

社会福祉士などの資格を持った職員（専門員）が、ご本人に適した支援方法を考え、支援員と協力しながら支援していきます。

市民の力を活かした法人後見事業

北九州市が実施している『社会貢献型「市民後見人」養成研修』を修了し、後見活動に関する幅広い知識を習得した市民スタッフが支援員となり、後見事務を担います。





支援員の活動は、市社協がしっかりと監督します。
また、市社協が「成年後見人」等として行う行為は、家庭裁判所のほか、第三者で組織する
監視委員会が監視します。
○市民の弱点を活かし、ご本人の意思を尊重しながら、きめ細やかな支援ができることで、
安心して住み慣れた地域や施設で暮らし続けることができます。
○市民の参加により、成年後見制度の担い手が増え、この制度の利用を促進することができます。

地域福祉権利擁護事業の『仕組み』はこちら→



らいと

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
権利擁護・市民後見センター

TEL.093-882-4914

【相談時間】月～金曜日 8:30～17:00

FAX.093-882-2266

24時間受け付けております！

〒804-0067

北九州市戸畑区汐井町1番6号 ツエルとばた3階



[リンク集](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンク・著作権について](#)

[サイトマップ](#)

[トップ](#)

Copyright © 北九州市社会福祉協議会権利擁護・市民後見センター. All Rights Reserved.



らいと

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
権利擁護・市民後見センター



093-882-4914
[相談時間] 月～金曜日 8:30～17:00

HOME

「らいと」について

サービスについて

あなたに必要なサービスは?

活動事例

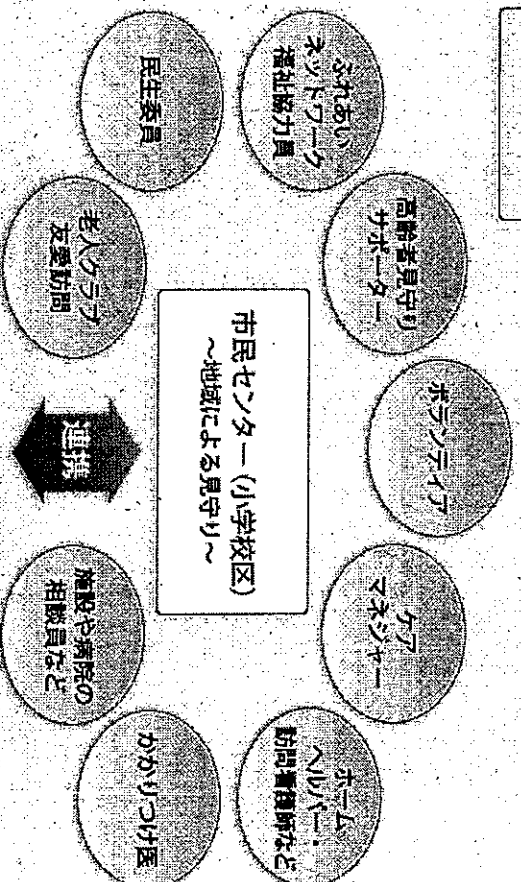
アクセス

権利擁護・市民後見センター「らいと」について

仕組み

北九州方式の権利擁護システム

地域レベル



地域包括支援センター(市内24ヶ所)
☎ 高齢者虐待の相談 ☎ その他高齢者に関する相談



区レベル

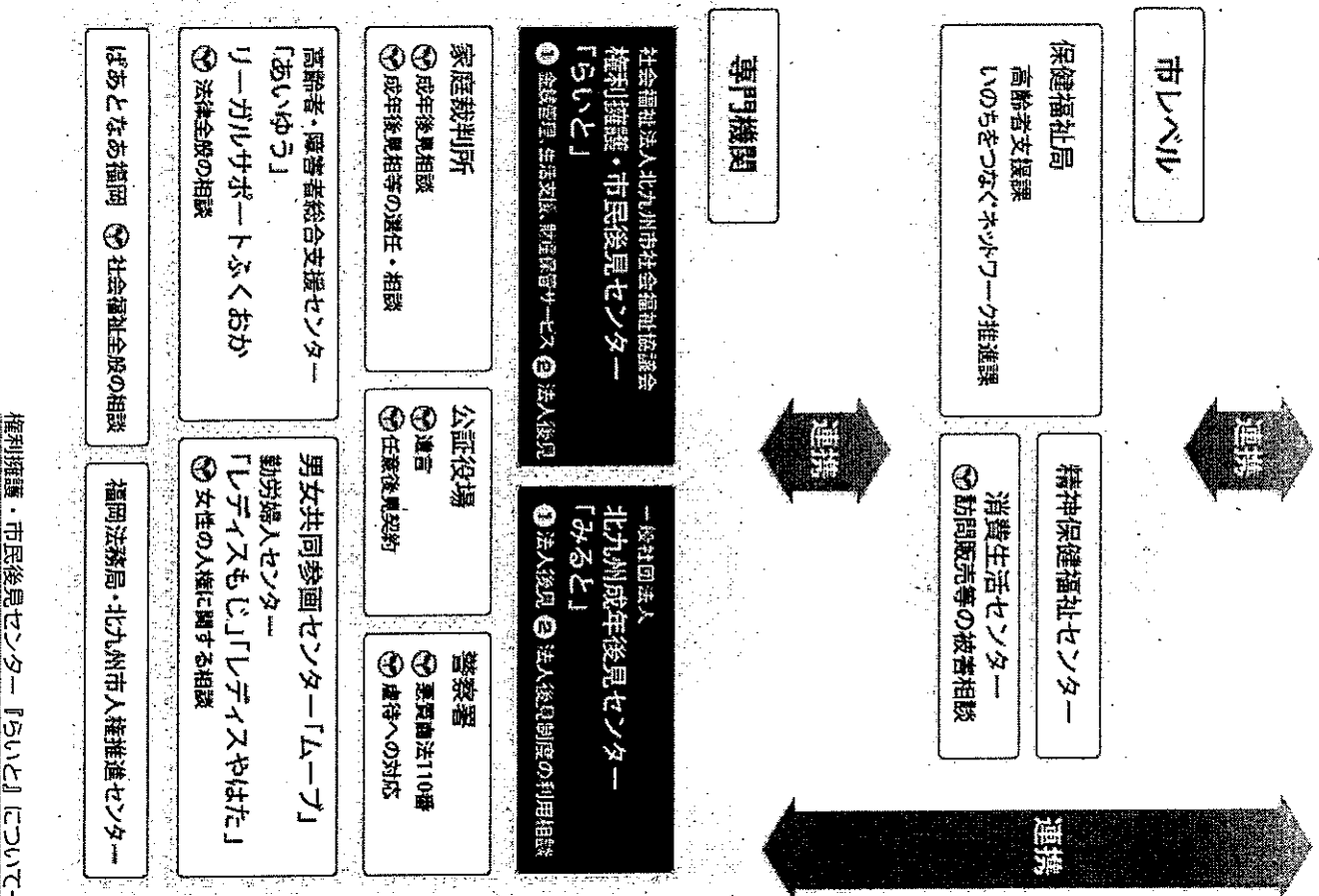
保健福祉相談コーナー
☎ 高齢者・障害者・介護保険の相談

統括支援センター

高齢者・障害者あんしん法律相談(出前相談可)

このページの先頭へ戻る

- ▶ 地域福祉権利擁護事業のQ&A
- ▶ 活動事例
- ▶ ひまわり所長のつれづれ日記
- ▶ 支援員の1日
- ▶ アクセス



権利擁護・市民後見センター「らいと」について→



らいと

社会福祉法人北九州市社会福祉協議会
権利擁護・市民後見センター

TEL.093-882-4914

FAX.093-882-2266

【相談時間】 月～金曜日 8:30～17:00

24時間受け付けております！

〒804-0067

北九州市戸畑区汐井町1番6号 ウエルとばた3階

リンク集

プライバシーポリシー

リンク・著作権について

サイトマップ



Copyright © 北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター. All Rights Reserved.

〒804-0067 北九州市戸畑区沙井町1番6号 ウェルとばた3F
相談時間:月～金曜日 8:30～17:00
☎093-884-0501

現在位置: トップページ>北九州成年後見センターについて

北九州成年後見センター コントラクト

文字サイズの切り替え | 小さく | 標準 | 大きく |

北九州成年後見センターについて

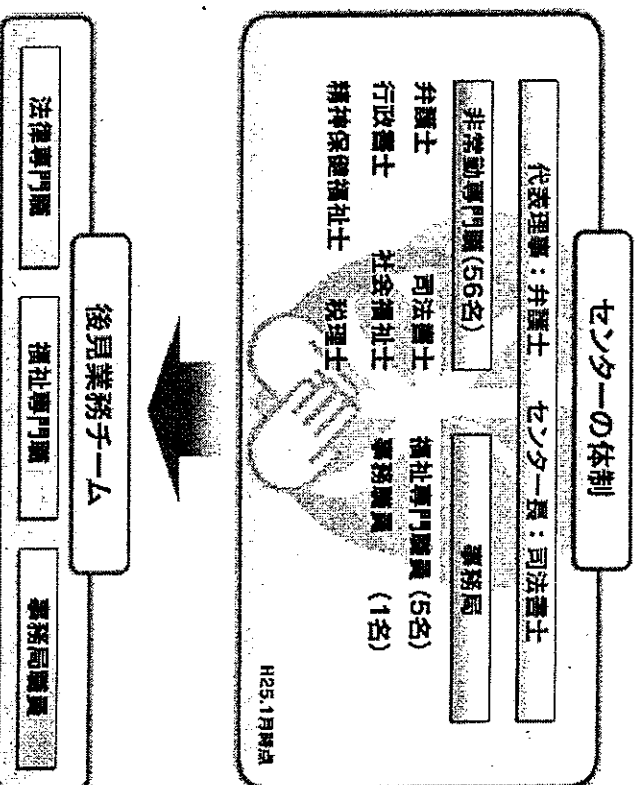
基本理念	年度報告	定款	仕組み
------	------	----	-----

北九州成年後見センター「みると」は、法律専門職(弁護士・司法書士・税理士・行政書士)と福祉専門職(社会福祉士)や老いを支える北九州家族の会がひとつになって、北九州市社会福祉協議会と共に立ち上げた法人です。

どうして法人なのかと言われることがあります。判断能力が劣ったり、無くなってしまう方の支援を行うには、法律の専門家、福祉の専門家や現実介護の現場で多くの経験に裏打ちされた人たち、さらには、これまで介護を必要とする人たちの権利擁護に携わってきた人たちが等多くの関係者の連携が不可欠です。このため、私たちは関係団体の垣根を越えてひとつにまとまった法人を立ち上げました。

この結果、私たちは、高齢の方や障がいのある方、そのご家族からの相談に可能な限りワンストップで対応することをモットーにいたしております。

※役員名簿はこちら



▲このページの先頭へ



社会福祉法人
北九州市社会福祉協議会



権利擁護支援センター お問い合わせ
電話：084-928-1353 FAX：084-928-1331
受付：月～金曜日 9時00分～17時00分（但し年末年始、休日休み）

HOME

権利擁護支援センター

障がい者福祉相談支援センター

障がい者虐待防止センター

市民後見人養成・支援

高齢化の進展を背景として、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増えている中、認知症や障がいにより判断能力が不十分な方を社会的に支える仕組みとして、成年後見制度の役割がますます大きくなっています。そうした中、新たな成年後見制度の担い手として、地域での生活を身近な市民が支える仕組みである市民後見人の役割が期待されています。

成年後見制度の地域の担い手として、「市民後見人」を養成し、その後の活動を支援します。

2013年度 市民後見人養成講座 カリキュラム・募集要項

市民後見人養成講座の実施

↓

市民後見人、後見支援員へ登録

↓

活動開始

↓

継続した相談指導

- ・基礎研修
- ・実務研修
- ・施設実習（3ヶ所）全過程を修了していただきます。
- ・修了者で登録希望者の中から、適正と認められる方を、市民後見人候補者（福山市）及び成年後見支援員等（福山市社会福祉協議会）として登録します。
※別途面接有
- ・福山市協議会が法人後見を委任したケースについて、法人後見支援員として活動を行っていただきます。
- ・福祉サービス利用援助事業の生活支援員として業務実績を積んでいただきます。
※市民後見人として、家庭裁判所からの委任も予定しています。
- ・修了者には、常時、相談・指導を行い「フォローアップ研修」も実施します。

権利擁護支援センター

まもローズ相談
成年後見利用支援
市民後見人養成・支援
福祉サービス利用援助事業「かけはし」
生活福祉資金貸付制度

障がい者虐待相談支援センター 障がい者虐待防止センター

福 まもローズ 安心生活見まもりセンター

2013年度 福山市市民後見人養成講座 募集要項

2000年4月に「成年後見制度」がスタートして13年が経過しました。

認知症高齢者の増加、知的・精神障がい者の方の地域移行が進む中で、後見人等の活動の必要性がより一層高まっています。しかし、少子高齢化や核家族化の影響などから親族後見は年々減少しており、親族以外の後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士等）に加え、新たな担い手として『市民後見人』の活動が期待されています。

権利擁護の担い手は地域住民です！身近な生活圏域における支え合い活動としての市民後見人の取り組みは、市民参画による権利擁護と同時に地域福祉の推進に直結する活動です。誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けることをめざす地域福祉活動として、判断能力が十分でない人の生活を、市民の視点を活かし、本人の意思を尊重しながら、きめ細かな支援活動を行うため、社会貢献に意欲と熱意のある方を対象に『市民後見人』の養成講座を実施します。

1. 主催

福山市 ・ 社会福祉法人福山市社会福祉協議会

2. 応募資格

★つぎのすべての要件を満たす人

- 満20歳以上70歳未満（2014年3月31日時点）の人
- 福山市在住の人で、市内の要援護者の支援ができる人
- 成年後見制度及び地域福祉活動に理解と熱意のある人
- 社会貢献活動として成年後見業務に従事することを希望する人
- 原則として、全てのカリキュラムを受講できる人

3. 日程及び会場

■日程：2013年7月～2013年9月のうち9日間（別途、施設体験実習あり）

○基礎研修（5日間）

○実務研修（4日間）※（別途、施設体験実習あり）

■会場：福山すこやかセンター1階多目的ホール（福山市三吉町南二丁目11番22号）

4. 研修カリキュラム

研修内容及び日程、会場等については、別添のカリキュラム表を参照ください。

※受講時は、駐車場に限りがありますので、出来るだけ公共交通機関をご利用ください。

5. 定員

50名（応募者多数の場合は、抽選となります）

6. 受講料

受講料は無料です。別途テキスト代として5,000円(基礎2,500円、実務2,500円)が必要です。

※テキスト代は、研修初日に受付けて徴収します。なお、研修にかかわる交通費や昼食代は、各自でご負担ください。

7. 応募方法

2013年度 福山市市民後見人養成講座 (基礎研修) カリキュラム

※全5日間：21時間

【会場：福山すこやかセンター多目的ホール (全講座)】

日程	時間	テーマ	内 容	講 師
1	10:00～10:30	開講式 オリエンテーション	開講式, 基礎研修受講の留意点。	社会福祉協議会
2	10:30～12:00	社会福祉の動向と 市民後見人の役割	市民後見人が求められる背景, 「地域福祉」や「権利擁護」の理念を理解し, 市民後見人の必要性・役割を理解する。	大学講師
3	7/21 (日)	成年後見制度の 概要 I	成年後見制度の理念と概要を理解する。	司法書士
4	14:10～15:10	成年後見制度の 概要 II	成年後見制度における法定後見・任意後見制度の具体的内容を理解する。	弁護士
5	10:00～11:00	地域福祉の理念と 関係福祉サービス	福祉サービス利用援助事業等の関連事業及び社会資源を理解し, 連携の大切さを学ぶ。	大学講師
6	11:10～12:10	個人情報保護法	個人情報保護の基礎について理解する。	弁護士
7	7/27 (土)	成年後見制度に おける市町の役割	成年後見制度における行政の果たすべき役割と成年後見制度利用支援事業について理解する。	社会福祉士
8	14:20～15:20	権利擁護の基本的考 え方	基本的人権尊重のもと権利擁護, 権利侵害の実際や市民後見人としての心構えについて理解する。	社会福祉士
9	10:00～11:00	福祉制度 I (障害者自立支援制度)	障害者総合支援法, 障がい者虐待防止法について理解する。	市障がい福祉課
10	11:10～12:10	対象者の理解 I	知的, 発達障がい者等の特性について理解する。	介護福祉士
11	8/3 (土)	対象者の理解 II	精神障がい者の特性について理解する。	大学講師
12	14:20～15:20	福祉制度 II (介護保険制度)	介護保険法の概要, 地域包括支援センター等について理解する。	市介護保険課
13	15:30～16:30	対象者の理解 III	認知症高齢者の特性について理解する。	医師
14	10:00～11:00	福祉制度 III (高齢者施策)	高齢者福祉施策, 高齢者虐待防止法について理解する。	市高齢者支援課
15	11:10～12:10	福祉制度 IV (生活保護制度)	生活保護制度の概要, 現状と課題について理解する。	市生活福祉課
16	8/10 (土)	福祉制度 V (健康保険制度他)	健康保険制度, 後期高齢者医療制度について理解する。	市国保年金課・ 後期高齢者医療課
17	14:20～15:20	関係施策・制度 I (消費者保護)	消費者保護 (判断能力が十分でない人の被害と対応) の概要について理解する。	弁護士
18	10:00～11:00	関係施策・制度 II (税務申告制度)	所得税等の税務申告制度について理解する。	税理士
19	11:10～12:10	関係施策・制度 III (年金制度)	年金制度の概要について理解する。	年金事務所
20	8/17 (土)	民法の基礎知識	家族法, 財産法の基礎知識を学びます。	弁護士
21	14:50～15:50	実務研修に向けて	法人後見における法人後見支援員の役割及び実務研修の受講に関する事務連絡。	社会福祉協議会

2013年度 福山市市民後見人養成講座 (実務研修) カリキュラム

※全4日間：18時間 (別途、施設体験実習6時間)

【会場：福山すこやかセンター多目的ホール (全講座)】※施設体験は各施設

日程	時間	テーマ	内 容	講 師
1	10:00～10:30	開講式 オリエンテーション	実務研修受講の留意点。	社会福祉協議会
2	10:30～12:00	市民後見人の責務と役割	市民後見人の倫理・責任・役割等について学びます。	司法書士
3	8/24 (土) 13:00～14:00	家庭裁判所の役割	申立から後見開始までの流れを理解し、家庭裁判所との連携について学びます。	家庭裁判所
4	14:10～16:10	対人援助技術の基礎	信頼関係を築くためのコミュニケーション技術について学びます。	社会福祉士
5	8/26 (月)～8/30 (金)	施設体験実習 施設体験実習レポート	認知症、知的障がい、精神障がい関係施設での体験実習。(計3か所×2時間)	各施設 (別表)
6	8/31 (土) 9:00～12:00	成年後見の実務 I	申立手続書類、財産目録、後見計画・収支予定の作成。	司法書士
7	13:00～16:00	成年後見の実務 II	報告書の作成、後見付与申立の実務、後見事務終了時の手続き/死後事務。	司法書士
8	9:00～10:00	地域福祉活動の実際	社会資源や地域福祉活動の現状、連携・活用方法について学びます。	社会福祉協議会
9	10:10～12:10	市民後見活動の実際	市民後見活動の実践報告をもとに基本的姿勢を身につけます。	大学講師
10	13:10～14:40	後見人の職務 I	後見事例を通じて、後見業務 (財産管理) を理解する。	弁護士
11	15:10～16:40	後見人の職務 II	後見事例を通じて、後見業務 (身上監護) を理解する。	社会福祉士
12	9:00～10:30	事例検討 I (グループワーク)	事例をもとにグループワークを行い、市民後見人としての対応を考えます。	社会福祉士
13	10:40～12:10	事例検討 II (グループワーク)	事例をもとにグループワークを行い、市民後見人としての対応を考えます。	社会福祉士
14	9/14 (土) 13:10～14:10	今後の活動	市民後見人及び法人後見支援員、生活支援員としての今後の活動を理解する。	社会福祉協議会
15	14:20～15:30	まとめ・閉講式	市民後見人養成講座のふりかえり・閉講式。	社会福祉協議会

※講義内容・講師については変更する場合があります。

【市民後見人・法人後見支援員登録希望者 面接】

9/25 (水)	9:00～	個別面接	市民後見人の登録についての個別面談	
----------	-------	------	-------------------	--

市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計 50 単位 = 39 単位(講義・実務・演習) + 11 単位(体験学習+レポート作成)

補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 21 単位/1260 分

◆市民後見概論 3 単位/180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論	3 単位	180 分

◆対象者理解 4.5 単位/270 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5 単位	150 分
3		障害者の理解	2 単位	120 分

◆成年後見制度の基礎 4 単位/240 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
4	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
5	※どこかで消費者保護	成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
6		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
7		成年後見制度と市町村責任	0.5 単位	30 分
8		地域福祉・権利擁護の理念 /日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎 2 単位/120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
9	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
10		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) 5.5 単位/330 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
11	関係制度・法律	介護保険制度	1.5 単位	90 分
12	(当該市町村・地域の取組現状)	高齢者施策/高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
13		障害者施策/障害者虐待防止法	1 単位	60 分
14	※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5 単位	90 分
15		税務申告制度 等	0.5 単位	30 分

◆市民後見活動の実践 2 単位/120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
16	市民後見活動の実践	後見実施機関の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1 単位	60 分
17		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

実践研修 29(31 補講)単位／1080(1200 補講)分+α(体験実習・レポート作成)

◆対人援助の基礎 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2 単位	120 分

◆体験実習(グループワーク) 8 単位／1日半+30 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
19	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
20	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5 単位	約半日
21	体験実習③	施設実習	5 単位	約 1 日

◆家庭裁判所の役割 (いずれか選択) 1.5 単位／90 分 or 約半日

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5 単位	約半日

◆成年後見の実務 9.5 単位／570 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	成年後見の実務①	申立手続書類の作成	2 単位	120 分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5 単位	90 分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5 単位	90 分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5 単位	90 分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5 単位	90 分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5 単位	90 分

◆課題演習(グループワーク) 5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	課題演習	事例報告と検討	5 単位	300 分

◆レポート作成 3 単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
31	レポート作成①	志望動機書(エッセイシート)	—	—
32	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2 単位	—
33	レポート作成③	市民後見人像	1 単位	—

◆補講 当該市町村・地域の現状 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
34	当該市町村・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35	※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略 ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	障害者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
36		地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
37		社会資源	0.5 単位	30 分